\bigcirc 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)(抄)(第四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

八条第一項本文及び第十二条第一項の許可 二十四~四十 (略) 二十一 宅地造成等規制法第八条第一項及び第十二条第一項 二十十 宅地造成等規制法第八条第一項及び第十二条第一項 二十十 宅地造成等規制法第八条第一項及び第十二条第一項 二十十 宅地造成等規制法第八条第一項及び第十二条第一項 二十十 宅地造成等規制法第八条第一項及び第十二条第一項	大十一号)第十二条第一項。第二十六条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項の許可 「法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限) 「法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同ける建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同ける建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同ける建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同ける建築物で係るものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする。 「項及び第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第三項の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする。 「項及び第三十五条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項及び第三十五条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項及び第三十五条第一項の第三十五条第一項の第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第二十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第三列。第二十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第一項及び第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第一項、第一項、第一項、第一項、第一項、第一項、第一項、第一項、第一項、
はなながらしてきらし見り下宅地造成等規制法(昭和三十六年二 (略)	一号 第一日 第一日 第一日 1995 1997
十三条等の法令に基づく許可等の処分)現	十三条等の法令に基づく許可等

2 • 3

(略)